

平成21年度競争入札参加資格(建設工事)における主観的事項について

適用範囲

主観点数は、平成21年度競争入札参加資格審査に係る建設工事の経営事項審査に係る総合評定値(客観点数)に付与するものとし、適用範囲は次の表に掲げるとおりとします。

主観的事項	適用範囲
工事成績評定点	該当申請業種のみ
指名停止	申請業種全て
I S O 認証取得	
災害時等の協力	
障害者雇用	
雇用環境の整備	

対象者

七尾市競争入札参加資格者名簿に登載されている市内又は準市内登録のある建設工事業者

適用開始日

平成21年10月1日

申請受付期間

土・日曜日を除く平成21年8月3日から平成21年8月31日(必着)まで。

なお、この期間以外の申請は受付はしません。

また、本資料提出以後の記載事項等の変更、追加及び訂正はできません。

申請受付・お問合せ時間

土・日曜日を除く、申請受付期間最終日までの午前9時から午後5時

審査結果公表

主観的事項の審査結果は、競争入札参加資格者名簿の更新と併せて公表(10月予定)します。

主観的事項について

工事成績評定点について

平成20年度に竣工した工事業種ごとの成績評定点の平均点により、次の表に掲げる点数を加点又は減点します。ただし、七尾市発注工事の実績がない業者については加点又は減点を行いません。

工事成績評定点	点数
90点以上	+50点
80点以上	+30点
75点以上80点未満	+15点
65点以上75点未満	-
60点以上65点未満	-10点
50点以上60点未満	-20点
50点未満	-40点

指名停止について

平成20年度において「七尾市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」に基づき、指名停止措置を受けた者は、指名停止期間に応じ、次の表に掲げる点数を減点します。
 なお、期間内に2回以上指名停止措置を受けた場合は、それぞれについての点数を合計し減点します。

指名停止期間	点数
2週間以上1ヶ月未満	-10点
1ヶ月以上2ヶ月未満	-15点
2ヶ月以上3ヶ月未満	-20点
3ヶ月以上4ヶ月未満	-25点
4ヶ月以上6ヶ月未満	-30点
6ヶ月以上9ヶ月未満	-40点
9ヶ月以上12ヶ月未満	-45点
12ヶ月以上	-50点

ISO認証取得について

主観的事項審査資料提出日現在において、ISO認証取得について次の表に掲げるものを取得している者は、それぞれについて点数を加点します。

ISO認証取得	点数
ISO9001又は9002	+10点
ISO14001	+10点

災害時等の協力

次の表に掲げる事項に該当する者は、それぞれについて点数を加点します。

除雪契約、災害協定等の状況	点数
平成20年度において七尾市と道路除雪契約を締結した者	+15点
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾市と社団法人七尾鹿島建設業協会又は七尾市管工事協同組合との間で締結している「災害時等における応急対策工事に関する細目協定」における協力者名簿に記載されている者、又は七尾市と石川県電気工事工業組合との間で締結されている「災害応急対策活動に関する協定」における組合員名簿に記載されている者	+15点
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾鹿島広域圏消防団としての協力者を2人以上雇用している者	+10点
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾鹿島広域圏消防団としての協力者を1人雇用している者	+5点
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾市交通安全推進隊としての協力者を2人以上雇用している者	+10点
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾市交通安全推進隊としての協力者を1人雇用している者	+5点

いずれか
 どちらか

障害者雇用状況について

平成21年8月1日現在において、次の表に示すとおり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に定める障害者を常時雇用している者に点数を加点します。

障害者雇用状況	点数
常時雇用する労働者が56人以上の者で「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条の規定に基づき障害者を雇用している者	+10点
常時雇用する労働者が55人以下の者で障害者を雇用している者	+10点

いずれか

雇用環境の整備に関する状況

平成20年12月31日現在において、次の表に示すとおり「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき、行動計画を厚生労働大臣に届出をした者に点数を加点します。

雇用環境の整備に関する状況	点数
常時雇用する労働者が301人以上の者で「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出した者	+10点
常時雇用する労働者が300人以下の者で「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出した者	+10点

いずれか

平成 2 1 年度競争入札参加資格審査申請に係る主観的事項審査資料

平成 2 1 年 月 日

七尾市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり主観的事項に該当しますので、関係書類を添えて審査資料を提出します。
 なお、この資料の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1. ISO 認証取得 (該当項目に を付すること。)

審査資料提出日現在

項 目	取得年月日	有効期限	該当
ISO 9001 又は 9002			
ISO 14001			

2. 災害時等の協力 (該当項目に を付すること。)

項 目	該当
平成 20 年度において七尾市と道路除雪契約を締結した者	
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾市と社団法人七尾鹿島建設業協会 又は 七尾市管工事協同組合との間で締結している「災害時等における応急対策工事に関する細目協定」における協力者名簿に記載されている者、又は 七尾市と石川県電気工事工業組合との間で締結されている「災害応急対策活動に関する協定」における組合員名簿に記載されている者	
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾鹿島広域圏消防団としての協力者を 2 人以上雇用している者	いずれか
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾鹿島広域圏消防団としての協力者を 1 人雇用している者	
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾市交通安全推進隊としての協力者を 2 人以上雇用している者	いずれか
主観的事項審査資料提出日現在において、七尾市交通安全推進隊としての協力者を 1 人雇用している者	

3. 障害者雇用状況 (該当項目に を付すること。)

平成 2 1 年 8 月 1 日現在

項 目	該当
常時雇用する労働者が 5 6 人以上の者で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 4 3 条に基づき、障害者を雇用している者	いずれか
常時雇用する労働者が 5 5 人以下の者で、障害者を雇用している者	

4. 雇用環境の整備に関する状況 (該当項目に を付すること。)

平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日現在

項 目	該当
常時雇用する労働者が 3 0 1 人以上の者で、「次世代育成支援対策推進法」第 1 2 条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出した者	いずれか
常時雇用する労働者が 3 0 0 人以下の者で、「次世代育成支援対策推進法」第 1 2 条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出した者	

5. 工事成績、指名停止及び災害協定について

項 目	該当
平成 2 0 年度竣工工事に係る工事成績評定点の工種ごとの全体の平均点	
平成 2 0 年度において七尾市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づき指名停止措置を受けた者	

【提出にあたっての注意事項等】

I S O 認証取得

- (1) I S O 9 0 0 1 又は 9 0 0 2 及び 1 4 0 0 1 の取得
 - ・登録証の写しを添付すること。

災害時等の協力

- (1) 七尾市と道路除雪契約を締結した者
 - ・契約書の写しを添付すること。
- (2) 七尾市と協会又は組合等との災害協定に係る協力者
 - ・協定に係る協会員又は組合員であることを証明する書類を添付すること。
- (3) 七尾鹿島広域圏消防団としての協力者を雇用している者
 - ・七尾鹿島広域圏事務組合消防本部が発行する証明を添付すること。
 - ・常用雇用を証明する書類を添付すること。
常用雇用を証する書類とは、健康保険被保険者証・雇用保険被保険者証・監理技術者資格者証（両面）等（公的機関が発行する氏名・企業名等が記載されたものをいう。社員証など企業が発行するもの・商業登記簿謄本等は不可）。
なお、公的機関が発行するものがない場合は、配置技術者等経歴証明書（市様式）を添付すること。
- (4) 七尾市交通安全推進隊としての協力者を雇用している者
 - ・七尾市が発行する委嘱状の写しを添付すること。
 - ・常用雇用を証明する書類を添付すること。
常用雇用を証する書類とは、健康保険被保険者証・雇用保険被保険者証・監理技術者資格者証（両面）等（公的機関が発行する氏名・企業名等が記載されたものをいう。社員証など企業が発行するもの・商業登記簿謄本等は不可）。
なお、公的機関が発行するものがない場合は、配置技術者等経歴証明書（市様式）を添付すること。

障害者雇用状況等

- (1) 障害者雇用状況
 - ・公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。
 - ・常用雇用を証明する書類を添付すること。
常用雇用を証する書類とは、健康保険被保険者証・雇用保険被保険者証・監理技術者資格者証（両面）等（公的機関が発行する氏名・企業名等が記載されたものをいう。社員証など企業が発行するもの・商業登記簿謄本等は不可）。
なお、公的機関が発行するものがない場合は、配置技術者等経歴証明書（市様式）を添付すること。
- (2) 雇用環境の整備に関する状況
 - ・都道府県労働局に提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写しを添付すること。

その他

- (1) 本資料の提出以後に、本資料の記載事項等の変更、追加又は訂正等はありません。
- (2) 添付（証明）資料の不足がある主観的事項については、点数は付与されません。